

建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの国民に広がっている。

アスベスト被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ていることに比べ、日本では建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴である。それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことが大きな原因である。

特に建設業は重層下請構造や「従事者が数多くの現場に渡って就労する」ことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もない状況である。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば被害者の救済に向けて速やかな対処が求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、アスベスト問題の早期の解決が急務となっていることに鑑み、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取り組むことを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 19 日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
国土交通大臣 石井啓一 殿
厚生労働大臣 根本匠 殿
環境大臣 原田義昭 殿

福岡県大野城市議会議長 白石重成